

別府の地域研究を通してイレズミの文化的多様性を考える

藤岡美香子*

A Study on Cultural Diversities of *Irezumi* through the Area Studies of Beppu

by
Mikako FUJIOKA

Abstract

Among various approaches to *irezumi*, this study focuses on the three approaches – the medical, the literary and the folkloric ones – and aims to further explore the meanings of cultural diversities of *irezumi* in Japan based on the comparison between the second and the third approaches.

Irezumi was prohibited for a long time in Japan, and even after it became legal after the World War II, it has been placed in a sort of quasi-illegal gray zone with its suspicious practice. In literature, it was often portrayed as a subject linked to violence or abnormal loves, and relegated into the “antisocial” status. However, the folkloric approach freed *irezumi* from such a position, examined its existence within the social framework of everyday life, showed the difference between distorted or exaggerated false images of *irezumi* and its real ones, and has proved the cultural diversities of *irezumi* that has been changing over time.

Following the approach above, this study conducts area studies of Beppu, Oita Prefecture, which is one of the most famous hot spring resorts in Japan. Many hot spring facilities in Japan have regulations against people with *irezumi* / tattoos. However, Beppu issued the map of the 100 hot spring facilities available to people with *irezumi* / tattoos, and it is expected that they could be free from the stereotyped antisocial label of *irezumi*. Based on the results of the questionnaire survey, it was found that there is a mutually receptive attitude of local community whether they have *irezumi* or not, while some of the residents do not accept *irezumi* without any psychological resistance. It is also found that this attitude could have been generated from the existence of community bathhouses called “*kyodo-yokujo*” and from the appreciation of the traditional craftsmen and workmen cultures.

* 東海大学経営学部観光ビジネス学科准教授

第1章 文献上の考察

1. イレズミ研究の3つのアプローチ

筆者がイレズミの文化的多様性に興味を持ったきっかけは、イレズミを入れた外国人観光客の入浴に関する観光庁の2016年の指針であるが、イレズミの文化的多様性が国籍の相違によるだけではなく、国内でも歴史的節目の中で発生してきたことは、前回の論文(藤岡 2021)で明らかにしたとおりである。今回の論文では、イレズミに関する様々な文献を通して、その文化的多様性の意味をさらに掘り下げることを試みた。特に興味深いのは、イレズミ研究の3つのアプローチである。

第1に吉岡郁夫や小野友道の医学的アプローチ。イレズミの草分け的な研究者には、吉岡郁夫や小野友道などの皮膚科医がいる。彼らはイレズミを入れた患者の皮膚を診察しながら、医学の領域を越えて身体変更の習俗に興味を持ち、「身体の文化人類学」に関する著作を残した。彼らの共通した特徴は、文献の収集家(吉岡)あるいは随筆家(小野)としての冷静な態度でイレズミを観察していることである。

第2に松田修の文学的アプローチ。第3のアプローチを代表する研究者の一人、斎藤卓志は山本芳美との対談(2002:70)で、松田のイレズミ論は「文章にされた世界」であって、「彫物とか刺青の世界を完全に書いている」わけではないと語る。松田は2つの著作で主に日本近世の文学を引用しながら、古代の周辺民族や近代以降の「反国家・反体制・反社会の分泌物としての病理集団」による「日本の低層美の典型」(1989:79)としてイレズミを描く。松田の著作はイレズミのネガティブな見方を広く定着させて、一般の社会からそれを排斥する流れに加担していると思われる。

第3に山本芳美や斎藤卓志のイレズミの存在形態へのアプローチ。彼らの共通した特徴は、フィールドワークを通して「実際に刺青を身の内に取り込んだ人の肉声や意識や心意」に注目して、イレズミが「なぜ在るのか、なぜ貶められなければならなかったのか」(斎藤 2005:4)を考察した点である。言い換えれば、イレズミは反社会的という固定観念を脱して、近代のイレズミの主要な愛好者であった職人層や現代アートの一部としてイレズミを愛好する若い世代に光を当て、よりポジティブなイレズミの見方を提供している。

1.1 医学的アプローチ

小野が『いれずみの文化誌』(2010)の最後で述べる

ように、イレズミは「民俗学、風俗学、芸術、犯罪学、文化人類学、古代歴史学、さらに医学」(p.181)など多様な分野の研究対象になる。吉岡は『いれずみ(文身)の人類学』(1996)で、古代歴史学と人類学の視点から第1部で古代日本、第2部で日本の周辺民族イレズミの習俗について考察する。吉岡が近現代の日本のイレズミにほとんど言及しないのは、現代よりも過去のイレズミを文献を通して考えることに興味を持っているためである。第3部の「文身と医学」は、皮膚科医の立場からイレズミを入れた皮膚を臨床学的に考察するユニークな視点が興味深い。

吉岡の学術論文的な硬い文章と比べて、小野の著作からゆったりとした印象を受けるのは、随筆の形式で古今東西のイレズミに関する様々なエピソードを文化論的に語っているためである。小野の取り上げたエピソードの多くは、他のイレズミ研究者も別の視点から言及している。例えば、イレズミのイメージを変えた谷崎潤一郎の『刺青』、イレズミ標本、沖縄の針突、風呂でイレズミを見た体験、映画監督が背中に入れたイレズミ、『水滸伝』に由来する龍の彫り物、戦国時代のイレズミの復活など。なお、2014年9月に開催された関東弁護士連合会主催のシンポジウム「自己決定権と現代社会—イレズミ規制のあり方をめぐって」の中で、小野は招かれて基調講演を行い、現代社会のイレズミの扱いに関して発言している。

1.2 文学的アプローチ

松田は『刺青・性・死』(1972)の中で日本の近世文学に登場するイレズミを論じている。タイトルの「刺青」は同じ発音の「死・性」を暗示し、第1部「刺青」、第2部「性」、第3部「死」はそれぞれ別々の章ではなく、「刺青」=「性」=「死」という「相補的な関係性」によって3つの章が「トートロジー(類義語反復)」(p.288)の構造を持っている。松田がこの本の中で目指しているのは、「平凡な小市民」にすぎない自分がイレズミを通して「異端的視角」(p.288)を持つことであり、そのためにイレズミの持つ日常社会と相いれない特異性を強調する。

『刺青・性・死』によって「刺青の美に歎を入れた」(p.215)と自負する松田は、それ以降のエッセイを集めて17年後に『日本刺青論』(1989)を出版するが、その中心には『刺青・性・死』の「刺青」の章が再使用され、彼のイレズミに対する特異な視点が『刺青・性・死』以降生涯変わらなかったことを示している。松田

のイレズミ論は多くのイレズミ研究者に強烈なインパクトを与えたが、70年代のやくざ映画とともに日本社会にイレズミの否定的なイメージを植え付けたことは否めない。

1.3 イレズミの存在形態へのアプローチ

山本と斎藤は子供の時に銭湯やプールで見たイレズミに衝撃を受け、それを生涯の研究対象としたが、医学や文学など特定の領域から考察するのではなく、イレズミに関わる人々への「聞き取り」という民俗学の手法を中心にその実態を明らかにしようとした点に、2人の共通点がある。

山本は学生時代から博士論文に至る研究課題「日本や台湾をフィールドとしたイレズミの文化人類学的な調査」を『イレズミの世界』(2005)にまとめて出版し、さらにその後10年間で日本の社会のなかでイレズミの扱いをめぐる大きな変化があったことに対応して、「前著では比較的薄かった日本の戦後から現時点までの、イレズミについての動向」(p.216)を書く必要を感じて、『イレズミと日本人』(2016)を執筆する。

6章から構成される前著では、豊富な文献と当事者の聞き取りを通して、古代から近代までの日本と、沖縄、アイヌ、台湾など日本周辺の先住民族におけるイレズミの風習を解説している。イレズミの文化人類学的な研究方法や現代タトゥーにも触れているが、イレズミの今日的問題には直接言及していない。

前著を出版後、公務員のイレズミ規制、医師免許のないアートメイク、イレズミをした人の海岸や温泉への立ち入り規制などが社会問題となり、山本はイレズミを不当な扱いから守るために『イレズミと日本人』を執筆する。イレズミ=やくざのレッテル貼りにつながった日本のやくざ映画の隆盛、イレズミを支えた近代の職人文化、世界的なタトゥーの流行について解説している。

山本と斎藤はイレズミに関して類似した視点を持っているが、重点の置き方に相違が見られる。例えば山本は、沖縄や台湾など異文化におけるイレズミの世界から研究を始め、日本のイレズミに関して「深い青みに独特の美しさは感じるが、耽美さ」は解せず、「性的に何も感じない」ので、「これが日本のイレズミを述べる際の私の限界」(山本2016:176)と語っているが、斎藤は2冊の著作の中で、日本の伝統的なイレズミを中心に説明している。

最初の著作『刺青』(1999)は、日本のイレズミの紹

介(1章)後、「意匠と技術」(2章)、「刺青師」(3章)、「刺青を背負う客」(4章)を当事者の聞き取りを交えて解説し、最後の2つの章でイレズミの「霊的な力」(5章)とイレズミ愛好者の内面(6章)に触れている。5章の一部で日本周辺の民族のイレズミに言及する以外は、すべてのページを日本の伝統的イレズミと現代的タトゥーの説明に費やしている。

第2の著作『刺青墨譜——なぜ刺青と生きるか』(2005)は、最初の著作で扱ったテーマの説明を加筆した増補版である。イレズミを入れる人の聞き取りで構成された「刺青の現場」(2章)、イレズミの技法に関する「刺青のかたち」(3章)、沖縄とアイヌのイレズミと職人文化に関する「刺青文化」(4章)、彫り師の聞き取りで構成された「刺青師の場」(5章)、イレズミ愛好者の内面を探る「内なる世界」(6章)など、最初の著作と同様の構成で、人はなぜイレズミに惹かれるのかというテーマをさらに追求している。

2. 第2と第3のアプローチの違いから見えるもの

近代に復活したイレズミは法律で長く禁止され、合法化された戦後もあやしげな慣習として非合法に近いグレーゾーンに置かれてきた。そのため、日本の近世文学や谷崎の『刺青』などで、イレズミは暴力や異常な性愛につながる題材としてしばしば描かれてきた。

文学におけるそのような扱いからイレズミを解放して、日常的な社会生活の枠組みでその生態を考察したのは、山本や斎藤などの民俗学的なイレズミ研究である。民俗学は、未開の部族を訪ねて聞き取り調査をした文化人類学と同様の方法を取る。山本や斎藤の場合は、日本周辺のイレズミを持つ先住民、国内の彫り師やイレズミの愛好家を訪ね、彼らの生活や人生観について細かい聞き取り調査を行った。彼らの民俗学的研究は、イレズミの歪曲あるいは誇張された虚像と実像の違いを示して、時代とともに変化するイレズミの文化的多様性を明らかにした。

第2章 地域研究

地域研究の対象地として、筆者は大分県別府温泉に注目した。日本を代表する温泉地である別府温泉は、2019年にラグビーワールドカップが日本で開催されることを受けて、イレズミがある人でも利用できる温泉施設を示す地図100 Tattoo allowed Hot Springsを作成した。筆者自身が行った先行研究(藤岡2018)においても、日本内外でイレズミの文化的表象は非常

に多様で、また変化を続けていること、そして、日本国内においては、イレズミの持つ否定的なイメージのために、基本的に公衆入浴施設の利用に制限があり、施設運営者がイレズミのある入浴希望者への対応に苦慮している実態が明らかになっている。そこで、イレズミがある人でも利用できる温泉施設を明らかにし、利用しやすい地図やリストを作成した別府温泉の取り組みやその背景について明らかにするために、質問紙調査を行った。

2.1 別府温泉調査

2020年9月、100 Tattoo allowed Hot Springsに掲載されている施設に質問紙を郵送し、「イレズミ・タトゥーのある人の入浴を可能にした時期や理由」「イレズミ・タトゥーのある人の利用状況や反応」「トラブルの有無」「今後の方針」などについて尋ね、57施設より回答を得た。(実際に利用した質問紙は、付録のとおり)

2.1.1 調査対象施設

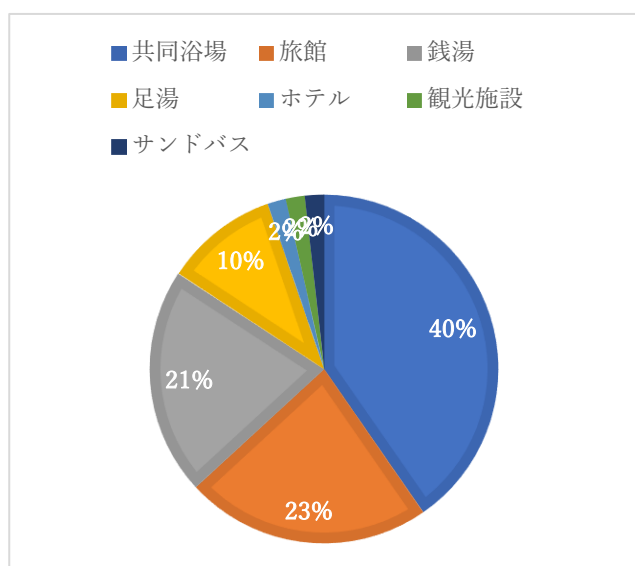


図1. 調査対象施設 (形態別)

対象となった施設は、共同浴場が23施設と最も多く、全体の40%を占めた。続いて、旅館が13施設で23%、銭湯が12施設で21%であった。ここで注目すべき点は、対象施設のうち21%にあたる12施設が、別府市市営であることである。

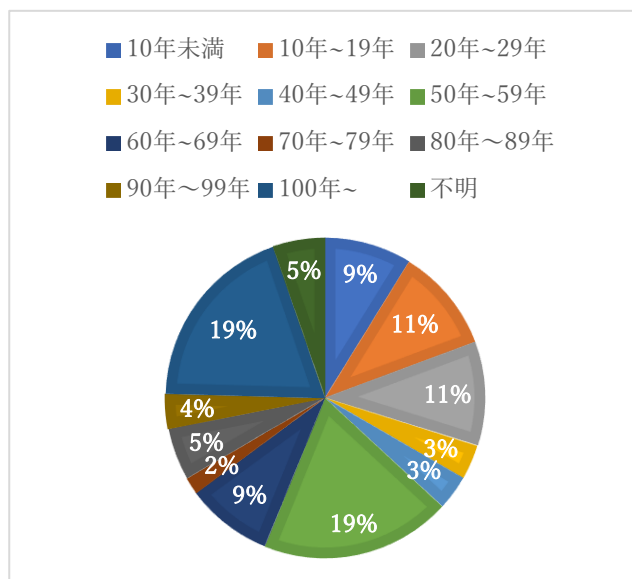


図2. 調査対象施設 (創業年数別)

創業年数は「50~59年」「100年以上」がそれぞれ19%と最も多く、50年以上の歴史がある施設が全体の約60%を占めていた。他方、創業年数「20年未満」の施設が約20%であった。

利用者の日本人と外国人の割合については、調査実施がコロナ禍により外国人観光客がほぼいない状況の2020年9月であった影響も考えられるが、ほとんどの施設において、日本人利用者が90%以上を占めた。外国人利用者が65%と過半数を占めたのは1施設のみで、日本人と外国人利用者が半々の施設が他に2つあった。

2.1.2 イレズミ・タトゥーのある人の入浴

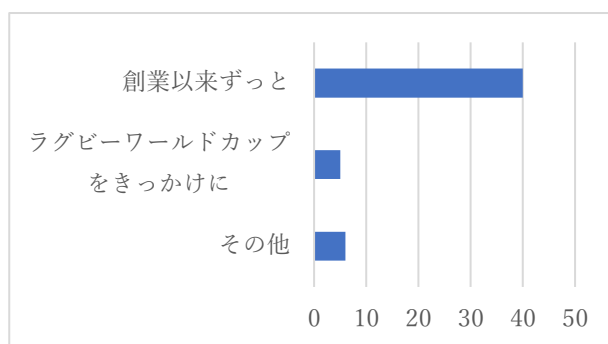


図3. イレズミ・タトゥーの入浴を可能にした時期 (単位: %)

創業以来ずっとイレズミ・タトゥーのある人の入浴を可能にしてきた施設が40と全体の約70%を占め、2019年のラグビーワールドカップの日本開催をきっかけに方針を変更した施設は9%に留まった。

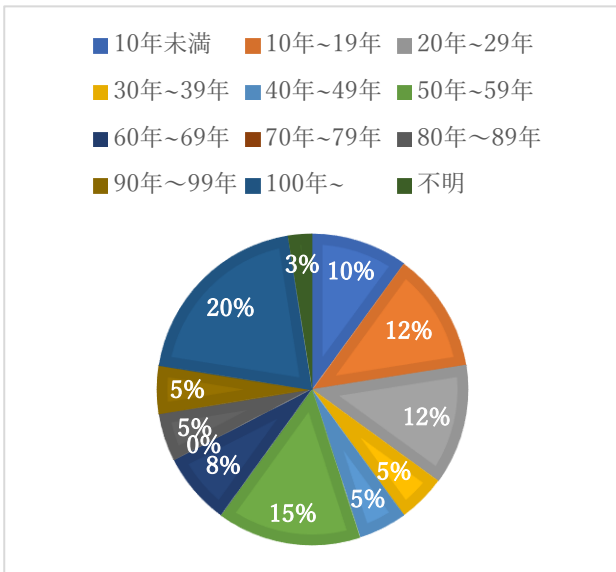


図4. 創業以来入浴可能な施設の創業年数

創業以来イレズミ・タトゥーのある人の入浴を可能にしてきた施設を創業年数ごとに分類すると、「100年以上」の施設が20%、「50～59年」が15%で、50年以上の歴史がある施設が全体の53%を占めていた。他方、創業年数「20年未満」の施設が22%で、図2にある創業年数ごとの割合と大きな違いはなく、創業年数の長さと同様、イレズミ・タトゥーのある人の入浴が可能な方針に相関関係はなさそうであった。

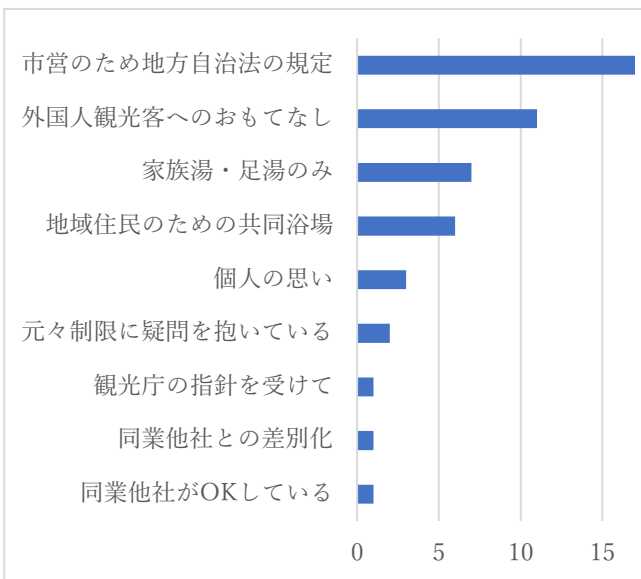


図5. イレズミ・タトゥーの入浴を可能にした理由 (単位: %)

イレズミ・タトゥーのある人が入浴できるようにな

っている理由については、「市営の施設であるため、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定で排除できない」が最も多かった。2.1.1で指摘したように、本研究の調査対象施設のうち21%にあたる12施設が、別府市市営であった。地方自治法は、第244条第2項で「普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、第3項で「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」としており、別府市市営浴場においては、イレズミ・タトゥーがあることが、公の施設の利用を拒む「正当な理由」とはならないと判断されていることがわかる。

続いて「外国人観光客へのおもてなし」という理由も多く挙げられた。本研究の質問紙調査の「イレズミ・タトゥーの印象」についての質問に、21%が「日本人と外国人で異なる」と回答しており、具体的には以下のようなコメントがあった。

「外国人は文化だと認識できるが、日本人女性のタトゥーは受け入れがたい」

「外国人は宗教等があるから悪いとも言えない」

「近年スポーツ界でタトゥーを見る機会が多くなった。個人の価値観だが、親しみは無い。しかし排除はしない」

「時代の流れとともに受ける印象が違って来た。いれずみ→反社会的、タトゥー→外国人、おしゃれ、と同じようでも違う」

「タトゥー入りの外国の方も来たことがあるが、イメージが悪いので来てほしくない。治安が悪くなる気がする……。難しい」

「イレズミとタトゥーとの境界線が難しいため、タトゥーはOKでイレズミは不可なのか等悩むことも多い。当館としては『文化的』『宗教的』なタトゥーは問題ないが、本音を言えば反社勢力との関わりが濃厚な人もいるので日本人のタトゥーは少し抵抗がある」

これらの意見からは、訪日外国人観光客の増加に伴い、文化的、宗教的理由を含む様々なイレズミ・タトゥーのある利用者が増え、おもてなしの形として入浴を可能にしている一方で、施設経営者・運営者の中には葛藤を抱えている人もいることがうかがえる。

続いて多かったのが、「共同浴場で、地元住民のためのものだから」という理由である。共同浴場・温泉は、

地域住民が組合などを作り管理する「町の浴場」で、別府市内に約 80 カ所以上あるとされている。『別府市誌』(1985) や石川(2018)の中にも、別府の共同浴場を大切にす風土について記述があり、「地域住民に支えられた共同湯・共同浴場の多さ、身近さ」(石川 2018: 147)が別府の特色だとされている。身近に数多く存在する共同浴場では、イレズミ・タトゥーを理由に地域住民の入浴を排除しないというありようが示されていると言える。

2.1.3 利用可能なことへの利用者の反応

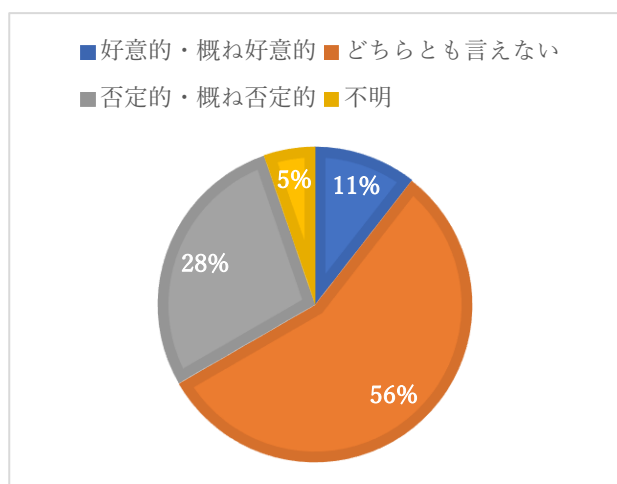


図6. 利用者の反応 (日本人)

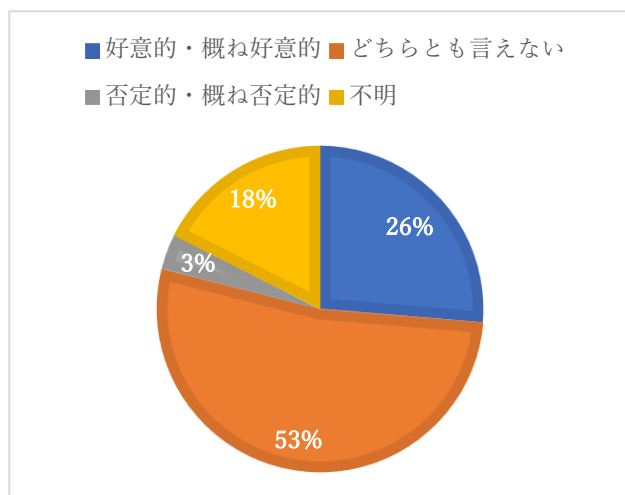


図7. 利用者の反応 (外国人)

イレズミ・タトゥーのある人が入浴できることについて、日本人の利用者と外国人の利用者の反応を尋ねたところ、「どちらとも言えない」という回答が過半数を占め、特段の反応がないケースが多いことが示された。しかし、日本人利用者からは否定的な反応が多い

(28%) のに対し、外国人利用者からは 26% が好意的に受け止めているという違いがあることは明らかになった。

2.1.4 過去のトラブルの有無と今後の予定

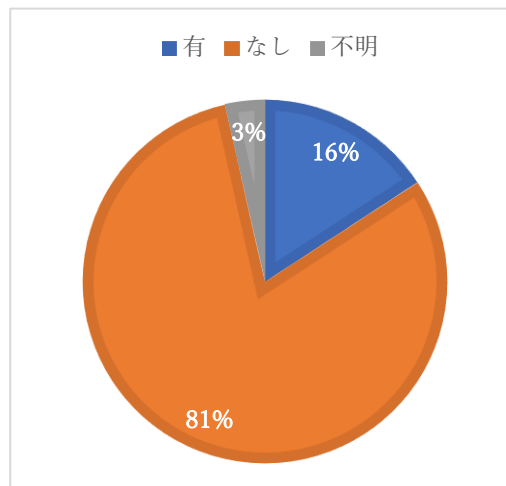


図8. 過去のトラブル

前述のように、日本人利用者の 28% が、イレズミ・タトゥーのある人が入浴できることを否定的に受け止めているものの、これまで実際にトラブルがあったのは 9 施設、16% に留まった。そのうちほとんどが、他の利用者からの「気持ちが悪い」「嫌だ」という連絡で、施設側としては双方への配慮から「(イレズミ・タトゥーのある客は) 個室のお風呂を利用するようにしてほしい」と考えているようだった。

また、回答を得た 57 施設のうち、56 施設が「今後は現在の状態で続ける」予定との回答だったが、「海外利用者が増えていけば、新たに何らかの取り組みが必要か」との意見もあった。

2.1.5 別府温泉調査結果のまとめ

別府温泉における質問紙調査の結果をまとめると、外国人観光客へのおもてなしのために近年になってイレズミ・タトゥーのある人の利用を可能にした施設より、創業年数の長さに関係なく、創業以来ずっと可能であったところが多いことがわかった。その理由としては、「市営浴場のため法律上排除できない」「家族湯・足湯のみだから」「地域住民のための共同浴場だから」が中心であった。

イレズミ・タトゥーのある人の利用が可能なおことについて、外国人利用者は約 25% が好意的に受け止めている一方、日本人利用者は約 30% が否定的に受け止め

ていた。しかし、実際にこれまでトラブルがあった施設は16%で、ほぼすべての施設が今後も現在の方針を継続していく予定であることがわかった。

2.2 共同浴場

山本芳美は『イレズミと日本人』のなかで、日本人のイレズミに対する印象が「アウトローの印一辺倒」に変化した要因を2つ挙げている。1つは、内風呂の普及による銭湯の減少、もう1つは産業構造の変化による職人文化の衰退である。こうして銭湯で職人のイレズミを見る機会が失われ、やくざ映画の隆盛とともにイレズミの偏ったイメージが広がったと山本は指摘するが、筆者は別府の2つの特徴がイレズミの文化的多様性に貢献していると考えている。その1つは、地域住民を対象とした共同浴場である。

2.1.2でも取り上げたが、石川(2018)が指摘しているように、「地域住民に支えられた共同湯・共同浴場の多さ、身近さ」(p.147)は別府の特色である。管理人の体調不良で休業していたある共同温泉が、利用者の「通い慣れた湯に入りたい」という要望を受けて再開のための準備会が結成され、約1年後に営業再開にこぎつけた例(大分経済新聞 2021.4.13)は、まさに、共同浴場を大切にする風土があることを示す事例である。また、本研究の調査で得た次のコメントからも裏付けられると考える。

共同浴場経営者Aの話:「元々別府の温泉文化としてタトゥーをしている住民は広く受け入れていたし、今も近隣に生活している人がいる」

共同浴場経営者Bの話:「別府温泉では、ホテルやスーパー銭湯などでは問題意識も違うかもしれませんが、近隣住民にタトゥーがある人が生活しており、共同温泉を利用することはさほど問題視していません!!全身にタトゥーでは、さすがに当然反社会的勢力を感じますが、『入浴するな!!』とまではいきません!!天から与えられた温泉です。皆でゆっくり湯につかる…老いも若きも、やんちゃな人も…そういう精神の〇〇温泉です!!」(表現ママ)

また、別府の共同浴場には、他所と異なり、市営の施設が多いという特色も加わって(別府市1985)、イレズミ・タトゥーを理由に地域住民の入浴を排除しない文化が醸成されてきたと考えられる。

2.3 職人文化の許容

筆者は、別府にはイレズミの文化的多様性に貢献し

ているもう1つの特徴があると考えている。それは、職人文化の許容である。

2.3.1 ツーリズム別府大使

ツーリズム別府大使(別府 ONSEN ツーリズム大使)は、『令和3年度(2021)別府市の概要』によると、「マスコミ・メディア関係、旅行業、観光業等に携わり観光振興に功績が期待される者に対し、称号を贈るもの」であり、「行政経営会議の承認を得て市長が委嘱」される。2005年に始まった制度で、2021年6月時点で37人が委嘱を受けている。

次節に説明のある江戸消防彩粋會の相談役山口政五郎氏は、別府市の祭りにゲストとして参加を続け、木遣りなどの江戸文化を披露したり、市内のみこし団体の指導をしていた縁で、2007年に9人目のツーリズム別府大使に委嘱された。

2.3.2 江戸消防彩粋會

一般社団法人江戸消防記念会という団体がある。公式ウェブサイトによると、その歴史は、約300年前の享保3年(1718年)徳川幕府8代将軍吉宗の時代に、町奉行大岡越前が「江戸の町を庶民に守らせる」という考えのもとに町火消を創設したことに遡る。町火消には、勇気、機敏、技術に秀でた一般に「鳶」と呼ばれる建築労働者が多く選ばれた。彼等は消防の担い手として選ばれたことを名誉と意気に感じ、自分の身を犠牲にして多くの猛火と闘い、「江戸の華」として庶民に頼られ親しまれた。その後、明治維新や第2次世界大戦下の国家総動員令による変遷を経ながら、町火消以来の歴史の中で受け継がれてきた纏・伴纏・火消用具等の保存、木遣り・梯子乗り等の技術伝承など、江戸の文化に欠くことのできない火消文化を後世に伝えるため、昭和14年(1939年)に江戸消防記念会が結成され、以後各種の文化事業を行ってきた。

この江戸消防記念会の会員の中で、彫り物(イレズミ)を持つ人だけが集まり、江戸の町火消が有していた「我慢・勇気・伊達」の心意気を今に伝えようと活動しているのが江戸消防彩粋會である。専修大学元理事長の森口忠造氏が命名し、発会以来、日本国内だけでなく欧米諸国、アジアの近隣諸国において江戸の町火消文化を発信している団体である。

筆者は、江戸消防記念会の中でも、彫り物(イレズミ)を持つメンバーだけのグループである江戸消防彩粋會が継続的に別府の祭りに参加し、江戸文化を披露

している点、そして、その相談役を市のツーリズム大使に任命する背景には、別府市に職人文化としてのイレズミを受け入れる土壌があることを示していると考ええる。

第3章 結論

筆者は、第1章にある山本や斎藤が日常的な社会生活の枠組みでイレズミの生態を考察したアプローチに倣い、時代とともに変化する日本のイレズミの文化的多様性を明らかにするために、イレズミがある人が利用できる温泉施設を示す地図 100 Tattoo allowed Hot Springs を作成した別府温泉に着目し、掲載施設を対象に調査を実施した。その結果をもとに別府温泉に見られる特徴を考察した。

別府温泉でイレズミ・タトゥーの入浴が可能な施設の多くが、共同浴場、または市営の銭湯であり、公共施設としてイレズミ・タトゥーを排除できない事情と、地域住民の町の風呂場としての共同浴場の歴史から受容されている背景があった。別府温泉においても、ホテルや旅館の大浴場はイレズミ・タトゥーのある人が入浴できないところが多い。別府ではイレズミやタトゥーを抵抗なく受け入れてきた、または積極的に受け入れてきたというよりは、みんなの温泉、みんなの風呂場という共同浴場の存在がイレズミ受容の背景にあるようだ。「ご近所さんとはできるだけお互いに気持ちよく過ごせるように仲良く付き合おう」という普遍的な考え方があり、「その中にたまたまどのような事情であれイレズミ・タトゥーを有している人がいただけ」という意識が存在していることは間違いないだろう。

また、江戸文化の伝承活動を行う彫り物（イレズミ）のある人々の団体と、祭りを通して継続的に交流があり、その代表が別府の観光大使に任命されていることは、「イレズミ＝反社会的勢力」ではない、職人文化としての彫り物（イレズミ）を受容していることの表れであると言っているだろう。

筆者は、地域住民共有の風呂場とも言える「共同浴場」の存在を背景として、職人文化、庶民の風俗としてのイレズミを受け入れ、公衆入浴施設の利用からも排除しない文化が別府には存在し、イレズミの文化的表象に独自の一面を加えていると考ええる。

以下は、一部の公衆浴場運営者のコメントではあるが、別府温泉にあるイレズミの文化的多様性が凝縮さ

れていると考える。

「温泉文化は人と人の裸の付き合いの場、意外とタトゥーでコミュニケーションが生まれるかも。言葉の国境を越えて（笑）」（表現ママ）

「（イレズミ・タトゥーの入浴を批判する人には）日本国憲法第25条（生存権）を考えて行動していただきたい。タトゥーを入れるのは良い意味でも悪い意味でも理由があったのではないかと考えてほしい」

今後の課題としては、質問紙調査の結果から、イレズミの文化的多様性の受容に貢献していると考えられる別府温泉の2つの特徴が抽出されたが、コロナ禍による制限が大きく、現地での聞き取り調査が実施できていない。聞き取りを実施し、2つの特徴、特に職人文化の受容について、さらなる掘り下げが必要だと考えている。

参考文献

- 石川理夫 (2018) 「温泉の日本史と別府」『温泉科学』 68 pp. 141-148
- 江戸消防記念会 『一般社団法人江戸消防記念会概要』 www.edosyoubou.jp/profile.html 2021. 9. 1 アクセス
- 大分経済新聞ウェブサイト『別府市の共同温泉「末広温泉」営業再開 地域交流の場、有志が復活』 <https://oita.keizai.biz/headline/1747/> 2021. 4. 13 アクセス
- 小野友道(2010) 『いれずみの文化誌』 河出書房新社
- 熊本日日新聞 2018. 12. 20 『タトゥー 入浴OKも』
- 斎藤卓志(1998) 「タトゥーの流行」『化粧文化』 38 pp. 88-91
- 斎藤卓志(1999) 『刺青』 岩田書院
- 斎藤卓志(2000) 「肌色のキャンバスに描かれるタトゥー、第二の肌色」『化粧文化』 40 pp. 77-79
- 斎藤卓志(2005) 『刺青墨譜 なぜ刺青と生きるか』 春風社
- 斎藤卓志・山本芳美(2002) 対談「タトゥーの魅力を探る」『化粧文化』 42 pp. 62-73
- 祖父江孝男(1990) 『文化人類学入門 (増補改訂版)』 中央公論新社
- 平松真輝他(2020) 「日本の温泉地と入れ墨 (タトゥー) は共存できるか〜城崎温泉に着目して〜」『奈良県立大学研究報告』 12号 pp. 126-130
- 藤岡美香子(2018) 「訪日外国人旅行者の快適な日本体験のための環境整備に関する一考察 入れ墨 (タトゥー) がある人の公衆浴場利用の視点から」『東海大学経営学部紀要』 第5号 pp. 11-21
- 藤岡美香子(2021) 「イレズミ規制に対する訪日中国人観光客の意識に関する一考察 ―イレズミの文化的表象の理解に向けて―」『東海大学経営学部紀要』 第8号 pp. 8-23
- 別府市(1985) 『別府市誌』
- 別府市 『令和3年度(2021)別府市の概要』 [gaiyou.pdf \(city.beppu.oita.jp\)](http://gaiyou.pdf(city.beppu.oita.jp)) 2021. 9. 7 アクセス
- 松田修(1972) 『刺青・性・死』 平凡社
- 松田修(1989) 『日本刺青論』 青弓社
- 山本芳美(2016) 『イレズミと日本人』 平凡社新書
- 山本芳美(2005) 『イレズミの世界』 河出書房新社
- 吉岡郁夫(1989) 『身体の文化人類学』 雄山閣出版

付録

温泉とタトゥーに関するアンケート

コロナ禍の逆風で温泉業界は大変なご苦勞をされていると思いますが、一刻も早くウィルスが終息して、多くの観光客が戻ってくることを願っております。

東海大学経営学部観光ビジネス学科異文化コミュニケーション研究室では、公衆入浴施設（銭湯や健康ランド、ホテル・旅館の大浴場など）の利用者と施設運営者のタトゥーに関する意識調査を数年来行っており、その結果を日本のインバウンドツーリズムの発展に役立てたいと願っています。各施設が対応に苦慮されている中、貴施設はタトゥーがあっても入浴可能な施設として100 Tattoo allowed Hot Springsに掲載されています。ぜひ貴施設のご意見も伺いたくアンケート用紙を送付させて頂きました。回答は、統計的に処理され、個別施設の回答が特定されることはありませんし、研究の目的以外では使用することはありません。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

以下の質問中の「日本人」とは、血統的に日本民族の血をひき、言語・価値観・生活習慣・生活様式などにおいて日本文化を内面化し、日本国籍を有している人を指します。

1. 事業について

施設名称：()

(↑差支えなければお書きください。研究の事務処理目的でのみ使用し、施設名は公表されません)

創業年数：()年

形態：最もあてはまるもの1つを○で囲んでください。

(足湯、銭湯、共同温泉、スーパー銭湯、健康ランド、ホテル、旅館)

2. 貴施設の利用客のおおよその割合を教えてください。

日本人 ()%

外国人 ()% 国籍 ()

3. タトゥーのある人に対して、どのような印象をお持ちですか。(最もあてはまるもの1つを○で囲んでください)

1) カッコいい

2) 怖い

3) 不快である

4) 反社会的勢力とのつながりを感じる

5) 文化的・宗教的背景を感じる

6) 何とも思わない

7) その他 ()

4. 貴施設において、タトゥーがある人の利用可能とされているのはいつからですか。(最もあてはまるもの1つを○で囲んでください)

1) 創業以来ずっと

2) 2019年ラグビーワールドカップ開催を機に

3) ()年から

5. 貴施設において、タトゥーがある人の利用可能とされている理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1) 海外からの観光客へのおもてなしの気持ちから
- 2) 元々、タトゥーのある人の入浴が制限されている現状に疑問を抱いている。
- 3) 利用者からの要望が多かった
- 4) 同業他社がOKにしているから
- 5) 同業他社と異なる独自性を出すため
- 6) 事業展開の新たな方向性への試みとして
- 7) 観光庁が出した指針を受けて
- 8) その他 ()

6. タトゥーがある人の利用に関して、貴施設の状況に最もあてはまるものを1つ○で囲んでください。

- 1) 大浴場を含め、すべての施設を利用可能
- 2) タトゥーがシールなどで隠れれば利用可能
- 3) 家族湯、または貸し切り湯のみ利用可能
- 4) 時間帯次第で利用可能

7. タトゥーのある人の利用について、最もあてはまるもの1つを○で囲んでください。

多い 少しある ほとんどない 全くない わからない

8. タトゥーのある人の入浴が可能なことに対する利用者の反応として、それぞれ最もあてはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・日本人利用者の反応 (好意的 概ね好意的 どちらともいえない 概ね否定的 否定的)
- ・外国人利用者の反応 (好意的 概ね好意的 どちらともいえない 概ね否定的 否定的)

9. タトゥーのある人の入浴が可能なこと、これまでに何か問題がありましたか。

- 1) あった
→どのような問題だったか、答えられる範囲でお書きください。

()

- 2) なかった

10. タトゥーのある人の入浴について、今後どうする予定ですか。最もあてはまるもの1つを○で囲んでください。

- 1) 現在の状態で続ける予定
- 2) 現在より、利用範囲を拡大する予定
- 3) 現在より、利用範囲を縮小する予定
- 4) 止める予定
- 5) 検討中

11. ご意見やお考えをご自由にお聞かせください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。